

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

(平成十一年三月三十日大蔵省令第二十四号)

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条—第十九条）

第二章 中間連結貸借対照表

- 第一節 総則（第二十条—第二十二条）
- 第二節 資産（第二十三条—第三十五条）
- 第三節 負債（第三十六条—第四十三条）
- 第四節 純資産（第四十四条—第四十六条）
- 第五節 雑則（第四十七条—第五十条）

第三章 中間連結損益計算書

- 第一節 総則（第五十一条・第五十二条）
- 第二節 売上高及び売上原価（第五十三条—第五十五条）
- 第三節 販売費及び一般管理費（第五十六条・第五十七条）
- 第四節 営業外収益及び営業外費用（第五十八条—第六十条）
- 第五節 特別利益及び特別損失（第六十一条—第六十三条）
- 第六節 中間純利益又は中間純損失（第六十四条・第六十五条）
- 第七節 雑則（第六十六条—第七十条）

第四章 中間連結株主資本等変動計算書

- 第一節 総則（第七十一条・第七十二条）
- 第二節 株主資本（第七十三条）
- 第三節 評価・換算差額等（第七十四条・第七十五条）
- 第四節 新株予約権（第七十六条）
- 第五節 少数株主持分（第七十七条）
- 第六節 注記事項（第七十八条—第八十一条）
- 第七節 雑則（第八十二条）

第五章 中間連結キャッシュ・フロー計算書

- 第一節 総則（第八十三条・第八十四条）
- 第二節 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第八十五・第八十六条）

第六章 雑則（第八十七条）

附 則

第一章 総則

(規則の適用)

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。））第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（以下「中間連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中間連結財務諸表提出会社 法の規定により中間連結財務諸表を提出すべき会社及び指定法人をいう。
- 二 子会社 財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規定により、中間連結財務諸表提出会社の子会社とされる者をいう。
- 三 連結子会社 連結の範囲に含まれる子会社をいう。
- 四 連結会社 中間連結財務諸表提出会社及び連結子会社をいう。
- 五 非連結子会社 連結の範囲から除かれる子会社をいう。
- 六 関連会社 財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により、中間連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。
- 七 持分法 投資会社が、被投資会社の純資産及び損益のうち当該投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の金額を各事業年度ごとに修正する方法をいう。
- 八 削除
- 九 少数株主持分 連結子会社の資本のうち中間連結財務諸表提出会社の持分に属しない部分をいう。
- 十 キャッシュ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少をいう。
- 十一 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第八十四条及び第八十六条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十四条及び第八十六条において同じ。）の合計額をいう。
- 十二 デリバティブ取引 財務諸表等規則第八条第十四項に規定する取引をいう。

- 十三 売買目的有価証券 財務諸表等規則第八条第二十項に規定する有価証券をいう。
- 十四 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する債券をいう。
- 十五 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十二項に規定する有価証券をいう。
- 十六 自己株式 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第十九号に規定する株式をいう。この場合において、同号中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。
- 十七 自社の株式 連結財務諸表規則第二条第二十号に規定する連結会社の株式をいう。
- 十八 自社株式オプション 連結財務諸表規則第二条第二十一号に規定する自社株式オプションをいう。
- 十九 スtock・オプション 連結財務諸表規則第二条第二十二号に規定するStock・オプションをいう。
- 二十 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。
- 二十一 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。
- 二十二 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。
- 二十三 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。
- 二十四 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。
- 二十五 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。
- 二十六 結合当事企業 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する企業をいう。
- 二十七 パーチェス法 財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する方法をいう。
- 二十八 持分プーリング法 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する方法をいう。
- 二十九 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。
- 三十 事業分離 財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する事業分離をいう。
- 三十一 分離元企業 財務諸表等規則第八条第三十九項に規定する企業をいう。
- 三十二 分離先企業 財務諸表等規則第八条第四十項に規定する企業をいう。
- 三十三 金融商品 財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。
- 三十四 資産除去債務 財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。

（中間連結決算日及び中間連結会計期間）

第三条 中間連結財務諸表提出会社は、当該会社の中間会計期間の末日を中間連結決算日と定め、当該日を基準として中間連結財務諸表を作成するものとする。

2 前項の場合において、中間連結財務諸表の作成に係る期間（以下「中間連結会計期間」という。）は、当該中間連結決算日の前連結決算日の翌日から当該中間連結決算日までの期間とする。

（中間連結財務諸表作成の一般原則）

第四条 法の規定により提出される中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

- 一 企業集団（中間連結財務諸表提出会社及びその子会社をいう。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して有用な情報を提供するものであること。
- 二 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の中間財務諸表を基礎として作成されていること。
- 三 中間連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業集団の財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること。
- 四 当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度において連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）作成のために採用した基準及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、当該中間連結会計期間において継続して適用されていること。

（連結の範囲）

第五条 中間連結財務諸表提出会社は、そのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

- 一 財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる子会社
 - 二 連結の範囲に含めることにより中間連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社
- 2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高（役務収益を含む。以下同じ。）等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。
- 3 次の各号に掲げる会社等（会社、指定法人、組合その他これらに類する事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を中間連結財務諸表に注記しなければならない。
- 一 第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社
 - 二 中間連結財務諸表提出会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社等

（連結子会社の資産及び負債の評価等）

第六条 中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結子会社の資産及び負債の評価並び

に中間連結財務諸表提出会社の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本の相殺消去その他必要とされる連結会社相互間の項目の消去をしなければならない。

(持分法の適用)

第七条 非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法により計算した価額をもって中間連結貸借対照表に計上しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。

- 一 財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社
 - 二 持分法を適用することにより中間連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる非連結子会社及び関連会社
- 2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の適用の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

(税効果会計の適用)

第八条 連結会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税(以下「法人税等」という。)については、税効果会計(中間連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の中間純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。)を適用して中間連結財務諸表を作成しなければならない。

(中間決算日の異なる子会社)

第九条 その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる連結子会社は、中間連結決算日において、中間連結財務諸表作成の基礎となる中間財務諸表を作成するために必要とされる中間決算を行わなければならない。ただし、当該連結子会社の中間会計期間の末日と中間連結決算日との差異が三か月を超えない場合において、当該中間会計期間に係る中間財務諸表を基礎として中間連結財務諸表を作成するときは、この限りでない。

(連結の範囲等に関する記載)

第十条 連結の範囲に関する事項その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、次の各号に掲げる事項に区別して中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

- 一 連結の範囲に関する事項
- 二 持分法の適用に関する事項
- 三 連結子会社の中間決算日等に関する事項
- 四 会計処理基準に関する事項

- 五 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- 2 前項第一号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
 - 二 非連結子会社がある場合には、主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由
 - 三 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった場合には、当該他の会社等の名称及び子会社としなかった理由
 - 四 開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項
- 3 第一項第二号に掲げる持分法の適用に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称
 - 二 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には、これらのうち主要な会社等の名称
 - 三 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には、持分法を適用しない理由
 - 四 他の会社等の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合には、当該他の会社等の名称及び関連会社としなかった理由
 - 五 持分法の適用の手續について特に記載する必要があると認められる事項がある場合には、その内容
- 4 第一項第三号に掲げる連結子会社の中間決算日等に関する事項については、中間決算日が中間連結決算日と異なる連結子会社がある場合において、その内容及び当該連結子会社について中間連結財務諸表作成の基礎となる中間財務諸表を作成するための中間決算が行われたかどうかを記載するものとする。
- 5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。
- 一 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 二 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - 三 重要な引当金の計上基準
 - 四 重要な収益及び費用の計上基準
 - 五 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 - 六 重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第十七条において同じ。）の方法
 - 七 その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載)

第十一条 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。

- 一 連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由
- 二 会計処理の原則及び手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容
- 三 表示方法を変更した場合には、その内容
- 四 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

- 2 当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続と当該中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられる場合には、その旨及び当該変更の内容を注記しなければならない。

(重要な後発事象の注記)

第十二条 中間連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

(追加情報の注記)

第十三条 この規則において特に定める注記のほか、中間連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(セグメント情報の注記)

第十四条 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額（以下「事業の種類別セグメント情報」という。）を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額のすべてが少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

- 2 連結会社が本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の国又は地域にも存在する場合には、連結会社の所在する国又は地域（当該国又は地域が本邦以外の場合には、

一の地域として扱うことが適当と認められる国又は地域の集団を含む。)ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額(以下「所在地別セグメント情報」という。)を、様式第二号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高が少額な場合であって、他の区分と一括して表示することが適当であると認められるときは、適当な名称を付して一括して記載することができる。

- 3 連結会社が本邦以外の国又は地域(一の地域として扱うことが適当と認められる国又は地域の集団を含む。以下この項において同じ。)における売上(以下「海外売上高」という。)を有する場合には、当該国又は地域ごとの区分に従い、当該区分に属する海外売上高を、様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する海外売上高が少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

(リース取引に関する注記)

第十五条 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(金融商品に関する注記)

第十五条の二 連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項(第一号を除く。)及び第二項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。

(有価証券に関する注記)

第十六条 連結財務諸表規則第十五条の六第一項(第一号、第四号及び第五号を除く。)、第三項及び第四項の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同条第三項中「当連結会計年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と、同条第四項中「当連結会計年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 第十五条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び評価損益並びに時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び時価の算定方法を注記することができる。

3 第一項に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4 第二項に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記)

第十七条の二 財務諸表等規則第八条の十四第一項の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同項第一号中「事業年度」とあるのは、「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(ストック・オプションに関する注記)

第十七条の三 中間財務諸表等規則第五条の九（第四項を除く。）の規定は、ストック・オプションを付与している場合について準用する。この場合において、同条第一項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間財務諸表提出会社」とあるのは「中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第十七条の四 連結財務諸表規則第十五条の十二の規定は、パーチェス法を適用した場合について準用する。この場合において、同条第一項（第十一号を除く。）、第二項及び第三項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同項第十一号中「連結会計年度の翌連結会計年度以降」とあるのは「中間連結会計期間の末日後」と、同項第

十二号及び第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

第十七条の五 財務諸表等規則第八条の十八(第四項を除く。)の規定は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「中間連結財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

第十七条の六 財務諸表等規則第八条の二十(第三項を除く。)の規定は、共通支配下の取引等について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは、「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(共同支配企業の形成の注記)

第十七条の七 財務諸表等規則第八条の二十二(第三項を除く。)の規定は、共同支配企業の形成について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは、「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(事業分離の注記)

第十七条の八 連結財務諸表規則第十五条の十六の規定は、事業分離について準用する。この場合において、同条第一項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(分離先企業の注記)

第十七条の九 財務諸表等規則第八条の二十四の規定は、分離先企業について準用する。

(子会社の企業結合の注記)

第十七条の十 連結財務諸表規則第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について準用する。この場合において、同条第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第十七条の十一 財務諸表等規則第八条の二十五(第三項を除く。)の規定は、企業結合に関する重要な後発事象等について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第十七条の十二 財務諸表等規則第八条の二十六(第三項を除く。)の規定は、事業分離に関する重要な後発事象等について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(子会社の企業結合に関する後発事象等の注記)

第十七条の十三 連結財務諸表規則第十五条の二十一の規定は、子会社の企業結合に関する後発事象等について準用する。この場合において、同条中「連結決算日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(継続企業の前提に関する注記)

第十七条の十四 中間財務諸表等規則第五条の十八の規定は、中間連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第四号中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(資産除去債務に関する注記)

第十七条の十五 財務諸表等規則第八条の二十八(第一号イ及びロを除く。)の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(注記の方法)

第十八条 この規則の規定により記載すべき注記は、第十条及び第十一条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

- 一 第十条の規定により記載した事項と関係がある事項について、これと併せて記載を行った場合
- 二 脚注(当該注記に係る事項が記載されている中間連結財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。)として記載することが適当と認められるものについて、当該記載を行った場合
- 2 第十七条の十四の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第十条の規定による記載は、同条第一項の規定にかかわらず、第十七条の十四の規定による注記の次に記載しなければならない。
- 3 この規則の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によって、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

(金額の表示の単位)

第十九条 中間連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は

千円単位をもって表示するものとする。

第二章 中間連結貸借対照表

第一節 総則

(中間連結貸借対照表の記載方法)

第二十条 中間連結貸借対照表の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 中間連結貸借対照表は、様式第四号により記載するものとする。

(資産、負債及び純資産の分類記載)

第二十一条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

(科目の記載の配列)

第二十二条 資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節 資産

(資産の分類)

第二十三条 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

(各資産の範囲)

第二十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十五条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一 現金及び預金

二 受取手形及び売掛金

三 リース債権及びリース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破

産更生債権等（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する破産更生債権等をいう。）で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。）

四 有価証券

五 たな卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。）

六 その他

- 2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。
- 3 第一項第六号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

（流動資産に係る引当金の表示）

第二十六条 財務諸表等規則第二十条の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（有形固定資産の区分表示）

第二十七条 有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固定資産を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。ただし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記することを妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものがある場合には、当該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれその資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

（減価償却累計額の表示）

第二十八条 財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。

（減損損失累計額の表示）

第二十八条の二 財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

（無形固定資産の区分表示）

第二十九条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第一号に掲げる項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第二号に掲げる項目に属する資産と一括して掲記することができる。

一 のれん

二 その他

- 2 前項第二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについて

は、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

3 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額を超えることにより生じる差額は、のれんに含めて表示する。

(無形固定資産の減価償却累計額の表示)

第三十条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。

(投資その他の資産の区分表示)

第三十一条 投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。ただし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記することを妨げない。

2 第二十七条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

第三十二条 財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(繰延資産の区分表示)

第三十三条 繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。ただし、繰延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記することを妨げない。

2 第二十七条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

(繰延資産の償却累計額の表示)

第三十四条 財務諸表等規則第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

(担保資産の注記)

第三十五条 財務諸表等規則第四十三条の規定は、担保に供されている資産について準用する。

第三節 負債

(負債の分類)

第三十六条 負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

(各負債の範囲)

第三十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで、第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合

において、財務諸表等規則第四十七条及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定中「一年内」とあるのは、「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

- 一 支払手形及び買掛金
- 二 短期借入金（金融手形及び当座借越を含む。）
- 三 リース債務
- 四 未払法人税等
- 五 引当金
- 六 資産除去債務
- 七 その他

- 2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。
- 3 第一項第五号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
- 4 第一項第七号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

- 一 社債
- 二 長期借入金（金融手形を含む。以下同じ。）
- 三 リース債務
- 四 引当金
- 五 資産除去債務
- 六 負ののれん
- 七 その他

- 2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

- 3 前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。
- 4 前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。
- 5 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額に満たないことにより生じる差額は、負ののれんに含めて表示する。

(偶発債務の注記)

第四十条 連結会社に係る偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。））、係争事件に係る賠償義務その他現実には発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

(手形割引高及び裏書譲渡高の注記)

第四十一条 財務諸表等規則第五十八条の二の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した手形について準用する。

(のれん及び負ののれんの表示)

第四十一条の二 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十九条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十九条第一項第六号に掲げる負ののれんについて準用する。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第四十一条の三 財務諸表等規則第五十六条の規定は、企業結合に係る特定勘定の注記について準用する。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第四十二条 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

第四十三条 削除

第四節 純資産

(純資産の分類)

第四十四条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

(株主資本の分類及び区分表示)

第四十五条 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもって掲記しなければならない。

- 2 財務諸表等規則第六十二条、第六十三条第二項及び第六十五条第二項の規定は、新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものに

ついて準用する。

- 3 連結財務諸表規則第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申込証拠金について準用する。

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

第四十五条の二 連結財務諸表規則第四十三条の二の規定は、評価・換算差額等について準用する。

(新株予約権の表示)

第四十五条の三 連結財務諸表規則第四十三条の三の規定は、新株予約権について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(少数株主持分の表示)

第四十五条の四 少数株主持分は、少数株主持分の科目をもって掲記しなければならない。

(一株当たり純資産額の注記)

第四十六条 一株当たり純資産額は、注記しなければならない。

第五節 雑則

(特別法上の準備金等)

第四十七条 法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金で、資産の部又は負債の部に計上することが適当でないもの（以下「準備金等」という。）は、第二十二条及び第三十六条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

- 2 準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。
- 3 準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

(別記事業の資産及び負債の分類)

第四十八条 企業集団の主たる事業が、財務諸表等規則別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）である場合において、その資産及び負債を第二十三条及び第三十六条の規定による分類により記載することが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則（財務諸表等規則第二条に規定する法令又は準則をいう。以下同じ。）に定める分類に準じて記載することができる。

(指定法人の純資産の記載)

第四十九条 指定法人が、中間連結貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でない認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を記載しなければならない。

(別記事業の資産及び負債の科目の記載)

第五十条 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合において、当該別記事業に係る資産又は負債について、第二十五条第一項、第二十七条第一項、第二十九条第一項、第三十一条第一項、第三十八条第一項及び第三十九条第一項に規定する項目の区分に従い科目の記載をすることが適当でない認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2 前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区別して掲記する基準は、この規則の定めるところに準ずるものとする。

第三章 中間連結損益計算書

第一節 総則

(中間連結損益計算書の記載方法)

第五十一条 中間連結損益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 中間連結損益計算書は、様式第五号により記載するものとする。

(収益及び費用の分類)

第五十二条 収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

- 一 売上高
- 二 売上原価（役務原価を含む。以下同じ。）
- 三 販売費及び一般管理費
- 四 営業外収益
- 五 営業外費用
- 六 特別利益
- 七 特別損失

第二節 売上高及び売上原価

(売上高の表示方法)

第五十三条 売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(売上原価の表示方法)

第五十四条 売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(売上総損益金額の表示)

第五十五条 売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は売上総損失金額として記載しなければならない。

第三節 販売費及び一般管理費

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第五十六条 販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、引当金繰入額（その金額が少額であるものを除く。）及びこれ以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の十を超える費用をいう。

(営業損益金額の表示)

第五十七条 売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額として記載しなければならない。

第四節 営業外収益及び営業外費用

(営業外収益の表示方法)

第五十八条 営業外収益に属する収益は、受取利息（有価証券利息を含む。）、受取配当金、有価証券売却益、負ののれんの償却額、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(営業外費用の表示方法)

第五十九条 営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(経常損益金額の表示)

第六十条 営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金額として記載しなければならない。

第五節 特別利益及び特別損失

(特別利益の表示方法)

第六十一条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(特別損失の表示方法)

第六十二条 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(減損損失に関する注記)

第六十二条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループ（同条に規定する資産グループをいう。）について準用する。

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

第六十二条の三 財務諸表等規則第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記について準用する。

(税金等調整前中間純損益の表示)

第六十三条 経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び特別損失の総額を加減した額は、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額として記載しなければならない。

第六節 中間純利益又は中間純損失

(中間純利益又は中間純損失)

第六十四条 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

- 一 当中間連結会計期間に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）
- 二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民

税及び事業税の調整額をいう。)

三 税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失のうち少数株主持分に属するもの

- 2 前項第一号及び第二号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。
- 3 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。
- 4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(一株当たり中間純損益金額等の注記)

第六十五条 一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び当該金額の算定上の基礎は、注記しなければならない。

- 2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額について準用する。この場合において、同条第二項中「当期純利益金額」とあるのは「中間純利益金額」と、「当期純損失金額」とあるのは「中間純損失金額」と読み替えるものとする。
- 3 中間財務諸表等規則第五十二条の二第三項の規定は、前中間連結会計期間の末日の翌日から前連結会計年度の末日までの間において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第二号中「前中間会計期間」とあるのは「前中間連結会計期間」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。
- 4 中間財務諸表等規則第五十二条の二第四項の規定は、当中間連結会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第三号中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。
- 5 中間財務諸表等規則第五十二条の二第五項の規定は、当中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第四号中「当中間会計期間」とあるのは、「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

第七節 雑則

(のれん及び負ののれんの償却額等の表示)

第六十六条 財務諸表等規則第九十七条の規定は、のれん及び負ののれんの償却額の表示について準用する。

- 2 持分法による投資利益と持分法による投資損失とが生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第六十七条 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

第六十八条 事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、その状況を注記しなければならない。

(別記事業の収益及び費用の分類)

第六十九条 企業集団の主たる事業が、別記事業である場合において、その収益及び費用を第五十二条に規定する項目に分類して記載することが適当でない認められるときは、同条の規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

(別記事業の収益及び費用の科目の記載)

第七十条 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合において、当該別記事業に係る収益又は費用について、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第五十八条及び第五十九条に規定するところにより科目の記載をすることが適当でない認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2 前項の場合において、収益及び費用の科目を一括し、又は区別して掲記する基準は、この規則の定めるところに準ずるものとする。

第四章 中間連結株主資本等変動計算書

第一節 総則

(中間連結株主資本等変動計算書の記載方法)

第七十一条 中間連結株主資本等変動計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 中間連結剰余金計算書は、様式第六号により記載するものとする。

(中間連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十二条 中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

2 中間連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前連結会計年度末の連結貸借対照表及び当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第二節 株主資産

第七十三条 株主資本は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

- 2 株主資本に記載される科目の当中間連結会計期間変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。
- 3 剰余金の配当は、資本剰余金又は利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。
- 4 中間純利益金額又は中間純損失金額は、利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第三節 評価・換算差額等

第七十四条 評価・換算差額等は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

- 2 評価・換算差額等に記載される科目は、当中間連結会計期間変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七十五条 財務諸表等規則第百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第七十二条第二項」と、「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度変動額」とあるのは「当中間連結会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と読み替えるものとする。

第四節 新株予約権

第七十六条 新株予約権は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

- 2 新株予約権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第五節 少数株主持分

第七十七条 少数株主持分は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

- 2 少数株主持分の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第六節 注記事項

(発行済株式に関する注記)

第七十八条 財務諸表等規則第百六条第一項の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同項第一号中「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第七十九条 財務諸表等規則第百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(新株予約権等に関する注記)

第八十条 連結財務諸表規則第七十九条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号及び第四項中「連結会計年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、同条第三項中「当連結会計年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当連結会計年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と、同条第四項及び第五項第一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第八十一条 財務諸表等規則第百九条第一項の規定は、配当について準用する。この場合において、同項第三号中「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

第七節 雑則

第八十二条 指定法人が、中間連結株主資本等変動計算書を作成する場合において、この規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

第五章 中間連結キャッシュ・フロー計算書

第一節 総則

(中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第八十三条 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

- 2 中間連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第七号又は第八号により記載するものとする。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第八十四条 中間連結キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

- 一 営業活動によるキャッシュ・フロー
- 二 投資活動によるキャッシュ・フロー
- 三 財務活動によるキャッシュ・フロー
- 四 現金及び現金同等物に係る換算差額
- 五 現金及び現金同等物の増加額又は減少額
- 六 現金及び現金同等物の期首残高
- 七 現金及び現金同等物の中間期末残高

第二節 中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第八十五条 連結財務諸表規則第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、連結財務諸表規則第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第八十六条 中間連結キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

第六章 雑則

第八十七条 連結財務諸表規則第九十三条から第九十六条までの規定は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。この場合において、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

附 則 〔平成十四年三月二十六日内閣府令第十二号〕〔抄〕

- 1 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 4 施行日以後最初に開始する連結会計期間に係る米国式連結財務諸表を法の規定により提出している中間連結財務諸表提出会社（新中間連結財務諸表規則第八十一条の規定の適用を受けるものを除く。）の提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当分の間、新中間連結財務諸表規則第八十一条に規定する用語、様式及び作成方法によることができる。